

未承認薬等の名称	液状フェノール
対象患者	難治性尋常性疣贅（イボ）のある方
承認日	2024年2月13日
実施期間	永続的に使用
目的・概要	尋常性疣贅（イボ）の治療として、ヨクイニンでの内服治療、局所治療として液体窒素による凍結療法、電気凝固のほか、イボ剥ぎ法や切除などの外科的治療が行われますが、いずれの治療も奏効しない難治性の疣贅が存在します。難治性の疣贅に対し液状フェノールを塗布し、凝固壊死した疣贅を剪除することで疣贅の縮小・消失が期待できます。3ヶ月を目途に治療の効果を判定し治療方法を再検討します。
予想される不利益と対策	正常皮膚を障害する恐れがあるため、疣贅以外の皮膚に付着した場合には直ちに拭き取り、エタノールまたは大量の水で洗い流します。使用する量が極めて少量であるため、フェノール蒸気の吸入による咳、流涙などの粘膜症状のほか全身への影響はほとんどないと考えられますが、処置を行う際には十分に換気します。また、全身への影響を考え心疾患・肝腎機能障害のある患者には原則使用しません。
問い合わせ先	熊本赤十字病院 皮膚科 電話 096-384-2111（代表）